



目 次

告 示	ページ
○保安林の解除（2件）	（治山林道課） 1
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還	（漁港漁場課） 1
○道路の区域変更（2件）	（道 路 課） 1
○建築基準法による道路の位置の指定	（建築指導課） 2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任	（農業基盤課） 2
○開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に關し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	（9・5 掲示） 2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数<〃 >	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	<〃 > 2
落札公告	
○落札者等の公告	（公営企業局 県立病院課） 2
正 誤	
○正誤（平成25・8・27付け 目次）	3

告 示

高知県告示第567号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所
須崎市須崎字奥古倉11の8（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由

公園用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第568号

次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所
須崎市須崎字奥古倉11の8・字竹ヶ谷101・102・105の3・字天神山506の1・506の2（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

- 解除の理由

公園用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第569号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成26年2月15日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成25年9月17日

田野浦漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
（1）FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.80メートル、船幅1.30メートル）
（2）FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.67メートル、船幅1.37メートル）
（3）FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.00メートル、船幅1.50メートル）
（4）FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.60メートル、船幅1.50メートル）
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
幡多郡黒潮町田野浦 田野浦漁港漁具保管修理施設用地
平成25年8月15日午前10時
- 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

平成25年8月15日午前11時

幡多郡黒潮町田野浦 田野浦漁港漁具保管修理施設用地

- 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

- 漁港管理者の措置

田野浦漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

- 問い合わせ先

四万十市古津賀四丁目61番地 高知県幡多土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号0880-34-5222）

高知県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年9月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 高知本山
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
高知市薊野字大カケ谷505番1から 高知市薊野字大カケ谷494番1まで	前	7.5 34.7	357
	後	18.3 60.0	308

高知県告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年9月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道

2 路線名 高知南環状
3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市長浜宮田6551 番9	前	16.5 }	30 39.0
	後	14.3 }	30 39.0

高知県告示第572号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成25年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐市用石 字野尻	427番3 427番6	6.10	52.03	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市長浜原土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所	
理事	澤部 義一	高知市長浜	4307-12
〃	仲村 健士	〃 〃	3425
〃	矢野 曙覽	〃 〃	4443-16
〃	武村 孝心	〃 横浜新町五丁目	1504
監事	吉川 正廣	〃 長浜	5724-1
〃	矢野 幸子	〃 〃	4443-21
役名 (就任)	氏名	住 所	
理事	澤部 義一	高知市長浜	4307-12
〃	矢野 曙覽	〃 〃	4443-16

〃	仲村 寶眞	〃 〃	4025
〃	澤部 真二	〃 〃	3389-1
〃	矢野 宏	〃 瀬戸東町三丁目	103
監事	矢野 幸子	〃 長浜	4443-21
〃	岡本 悌二	〃 〃	4313

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成25年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成25年8月29日 25高都計第267号	吾川郡いの町字坊ヶ 崎1700番8ほか（1 工区）	吾川郡いの町1700 番地1 いの町長 塩田 始

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,576人である。

平成25年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、171,463人である。

平成25年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における

選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。
平成25年9月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	92,461人
室戸市、東洋町選挙区	5,445人
安芸市、芸西村選挙区	6,540人
南国市選挙区	13,186人
土佐市選挙区	7,985人
須崎市選挙区	6,617人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,289人
土佐清水市選挙区	4,491人
四万十市選挙区	9,820人
香南市選挙区	9,259人
香美市選挙区	7,793人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,390人
長岡郡、土佐郡選挙区	3,868人
吾川郡選挙区	9,093人
高岡郡選挙区	17,817人
黒潮町選挙区	3,542人

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年9月17日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

- 落札に係る購入物品の名称及び数量
磁気共鳴断層撮影装置 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 落札者を決定した日
平成25年8月5日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社シーメック 高知市南久保9番8号
- 落札金額
144,900,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日
平成25年6月25日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平25・8・27	9569	○目次	1	左 (16・17)	○一般競争入札（ <u>高圧蒸気滅菌装置一式</u> の購入）の公告	○一般競争入札（ <u>高圧蒸気滅菌装置</u> の購入）の公告